

議案第 63 号

熊取町空家等の適正な管理に関する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が改正され、「特定空家等」に加え、「管理不全空家等」に対する指導・勧告等の法的な枠組みが新設されたことに伴い、「第 2 次熊取町まち育てプラン（熊取町空家等対策計画）」に掲げる施策の推進に関し必要な事項を定める必要が生じたことから、空家等の適正な管理に関する条例の全部を改正するため、この条例案を提出するものです。

熊取町空家等の適正な管理に関する条例

空家等の適正な管理に関する条例（令和元年条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状に鑑み、町、空家等の所有者等の責務を明らかにするとともに空家等対策審議会の設置等に関し必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（町の責務）

第3条 町は、法第4条の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な施策を実施するものとする。

（空家等の所有者等の責務）

第4条 空家等の所有者等は、法第5条の規定に基づき、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（空家等対策審議会）

第5条 空家等に関する事項を審議するため、熊取町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

（1） 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関すること。

(2) 法第13条第2項に規定する勧告に関すること。

(3) 法第22条第2項に規定する勧告に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関し町長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。